

問 合 せ 先	中区保険年金課 (504-2555)
	東区保険年金課 (568-7711)
	南区保険年金課 (250-8941)
	西区保険年金課 (532-0933)
	安佐南区保険年金課 (831-4929)
	安佐北区保険年金課 (819-3909)
	安芸区保険年金課 (821-4910)
	佐伯区保険年金課 (943-9712)
	財政局収納対策部各課
	中区：徴収第一課 (504-0131 504-0134)
	東区：徴収第三課 (504-0321)
	南区：徴収第一課 (504-0132 504-0133)
	西区：徴収第二課 (504-0211 504-0212 504-0214)
安佐南区：徴収第四課 (504-0411 504-0412)	
安佐北区：徴収第四課 (504-0413 504-0414)	
安芸区：徴収第三課 (504-0322)	
佐伯区：徴収第二課 (504-0213)	
市外：徴収第三課 (504-0323 504-0324)	
高額滞納分：特別滞納整理課 (504-2128)	

## 国民健康保険料の減免等

### 1 減免

#### (1) 支援策の内容

国民健康保険料を減免します。

#### (2) 対象者（要件等）

災害により、世帯主及びその世帯に属する被保険者が所有する、自己の居住に供する家屋又は主たる事業所等を滅失し、又は著しい損害を受けられた世帯

#### (3) 手続きの方法

世帯主が、区保険年金課に以下のものをお持ちになって申請してください。  
なお、代理人（世帯員を含む。）による申請も可能です。代理人は世帯員であ

る場合を除き、原則、世帯主が作成した委任状が必要ですが、委任状を提出することができない場合はその旨を申し立てていただき、運転免許証等により代理人の本人確認を行います。

- ① 被保険者証（再発行が可能です。）
  - ② 委任状（世帯員以外の代理人の場合。委任状がない場合はその旨を申し立てていただきます。）
  - ③ り災証明書
- ※ 市内の別の区に避難されている場合、避難先の区保険年金課で減免申請することができます。

#### (4) その他

原則、災害の事実が発生した日の属する月の納期に係る保険料から以後1年間（8月から翌年7月まで）に到来する保険料が免除の対象です。なお、原則、申請期限は納付期限前7日です。詳しくは区保険年金課にご相談ください。

## 2 徴収猶予

災害により被った損害により、国民健康保険料を一時に納付できないと認められる場合には、申請に基づき、その徴収を猶予することができる場合があります。詳しくは、財政局収納対策部各課にご相談ください。